

2 文科高第 1070 号  
令和 3 年 2 月 26 日

各 国 公 私 立 大 学 長  
独立行政法人大学入試センター理事長  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長  
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長

殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

( 公 印 省 略 )

#### 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

このたび、別添 1 のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 9 号）（以下「改正省令」という。）が、別添 2 のとおり「大学等連携推進法人の認定等に関する規程」（令和 3 年文部科学省告示第 17 号）（以下「認定規程」という。）が、別添 3 のとおり「大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件」（令和 3 年文部科学省告示第 18 号）等（以下「文部科学大臣が定める基準等」という。）が、別添 4 のとおり「大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学が協議すべき事項について定める件」（令和 3 年文部科学省告示第 19 号）等（以下「連携開設科目を開設する大学が協議すべき事項」という。）が、別添 5 のとおり「専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示」（令和 3 年文部科学省告示第 20 号）が、それぞれ令和 3 年 2 月 26 日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）において、複数大学による人的・物的リソースの効果的共有及び教育研究機能の強化を図るため、各大学設置者の枠組みを越えた連携や機能分担を促進する制度の創設が提言されたことを踏まえ、この制度の実現に向け、所要の規定を整備するものです。

これらの規定及び留意事項は下記のとおりですので、御了知の上、適正な実施をお願いします。

## 記

### 第1 改正省令について

#### 1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

##### (1) 連携開設科目

- ① 大学は、次のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下1(1)内において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができるものとする。こと。（第19条の2第1項関係）
- ア 当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学
- イ 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が2以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学との間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学、専門職大学又は短期大学との間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学
- ② ①により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。こと。（第19条の2第2項関係）
- ア ①アに該当する他大学が開設するもの ①アに規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針
- イ ①イに該当する他大学が開設するもの ①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学との間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）
- ③ ①により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。こと。（第19条の2第3項関係）

##### (2) 連携開設科目に係る単位の認定

大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。こと。（第27条の3関係）

##### (3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。こと。（第32条第6項関係）

##### (4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、(1)①アに規定する基準に適合している場合又は

全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「31単位」及び「32単位」とあるのは、「20単位」とすること。（第45条第3項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

2 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の一部改正

(1) 連携開設科目

① 専門職大学は、次のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する連携開設科目を当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができるものとする。こと。（第11条の2第1項関係）

ア 当該専門職大学の設置者（その設置する他の大学と当該専門職大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他の大学

イ 大学等連携推進法人（当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学

② ①により当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。こと。（第11条の2第2項関係）

ア ①アに該当する他の大学が開設するもの ①アに規定する基準の定めるところにより当該専門職大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ ①イに該当する他の大学が開設するもの ①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

③ ②により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。こと。（第11条の2第3項関係）

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。こと。（第23条の2関係）

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。こと。（第29条第3項関係）

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成専門職大学の設置者が同一であり、かつ、(1)①アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「31 単位」とあるのは「20 単位」と、「10 単位」とあるのは「7 単位」と、「20 単位」とあるのは「15 単位」とすること。（第 61 条第 5 項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の一部改正

(1) 連携開設科目

大学院における連携開設科目については大学設置基準の各規定を準用すること。（第 15 条関係）

(2) 修士課程の修了の要件に関する事項

修士課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は 7 単位を超えないものとする。（第 16 条第 2 項関係）

(3) 博士課程の修了の要件に関する事項

博士課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は 7 単位を超えないものとする。（第 17 条第 4 項関係）

(4) 共同教育課程に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、大学設置基準第 19 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学院で修得すべき単位数については、「10 単位」とあるのは「7 単位」とすること。（第 33 条第 3 項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）の一部改正

(1) 連携開設科目

① 専門職大学院は、次のいずれかに該当する他の大学院が当該専門職大学院と連携して開設する連携開設科目を、当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができること。（第 6 条の 3 第 1 項関係）

ア 当該専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する大学に置かれる他の大学院と当該専門職大学院との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合

しているものに限る。)が設置する大学に置かれる他の大学院

イ 大学等連携推進法人(当該専門職大学院を置く大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する大学に置かれる他の大学院

② ①により当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。

(第6条の3第2項関係)

ア ①アに該当する他の大学院が開設するもの ①アに規定する基準の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ ①イに該当する他の大学院が開設するもの ①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。)

③ ①により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他の大学院は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。 (第6条の3第3項関係)

## (2) 連携開設科目に係る単位の認定

専門職大学院は、学生が他の大学院において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。 (第12条の2関係)

## (3) 修了の要件に関する事項

修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の4分の1を超えないものとする。 (第15条第2項関係)

## (4) 法科大学院の課程の修了要件

法科大学院の課程の修了の要件として修得すべき93単位のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、15単位を超えないものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り15単位を超えてみなすことができる。 (第23条第2項関係)

## (5) 教職大学院の課程の修了要件

教職大学院の課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、当該教職大学院が修了要件として定める45単位以上の単位数の4分の1を超えないものとする。 (第29条第2項関係)

## (6) 共同教育課程に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、(1)①アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共

同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学院で修得すべき単位数については、「10単位」とあるのは「7単位」とすること。(第34条第2項関係)

(7) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

5 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の一部改正

(1) 連携開設科目

① 短期大学は、次のいずれかに該当する他の大学(短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。)が当該短期大学と連携して開設する連携開設科目を、当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができること。(第5条の2第1項関係)

ア 当該短期大学の設置者(その設置する他の大学と当該短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。)が設置する他の大学

イ 大学等連携推進法人(当該短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の大学

② ①により当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。(第5条の2第2項関係)

ア ①アに該当する他大学が開設するもの ①アに規定する基準の定めるところにより当該短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ ①イに該当する他大学が開設するもの ①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。)

③ ①により連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。(第5条の2第3項関係)

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。(第13条の3関係)

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位、修業年限が3年の短期大学にあっては23単位を超えないものとする。(第18条第4項関係)

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成短期大学の設置者が同一であり、かつ、(1)①アに規定する基準に適合している場合

又は全ての構成短期大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「10単位」とあるのは「7単位」，「20単位」とあるのは「15単位」とすること。（第38条第4項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

6 専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の一部改正

(1) 連携開設科目

① 専門職短期大学は、次のいずれかに該当する他の大学が当該専門職短期大学と連携して開設する連携開設科目を、当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができること。（第8条の2第1項関係）

ア 当該専門職短期大学の設置者（その設置する他の大学と当該専門職短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。）が設置する他の大学

イ 大学等連携推進法人（当該専門職短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学

② ①により当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。（第8条の2第2項関係）

ア ①アに該当する他の大学が開設するもの ①アに規定する基準の定めるところにより当該専門職短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

イ ①イに該当する他の大学が開設するもの ①イの大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

③ ①により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。（第8条の2第3項関係）

(2) 連携開設科目に係る単位の認定

専門職短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。（第20条の2関係）

(3) 卒業の要件に関する事項

卒業の要件として修得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が2年の専門職短期大学にあつては15単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあつては23単位を超えないものとする。（第26条第4項関係）

(4) 共同学科に係る卒業の要件に関する事項

全ての構成専門職短期大学の設置者が同一であり、かつ、(1)①アに規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職短期大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における共同教育課程に係る授業科目の履修によりそれぞれの大学で修得すべき単位数については、「10 単位」とあるのは「7 単位」，「20 単位」とあるのは「15 単位」とすること。（第 58 条第 4 項関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

7 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部改正

大学が公表するものとされている教育研究活動等の状況についての情報のうち、授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画並びに学修の成果に係る評価については、連携開設科目に係るものを含むものとする。（第 172 条の 2 関係）

第 2 認定規程について

1 認定規程の趣旨

18 歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、多様化する学修者のニーズや社会からの要請に応えていかななければならない。このためには、各大学が個々で取り組むだけではなく、自らの強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野において、幅広く他の大学や地方公共団体、産業界などと連携、協力して教育研究活動等に取り組んでいくことが効果的であり、大学間の連携をより強固なものにしていくことが求められている。

このため、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するため、一般社団法人について、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を創設した。

認定規程は、この認定等に関する事項を定めるものである。

2 認定の基準について（認定規程第 3 条関係）

大学等連携推進法人の認定の基準は、以下のとおりであること。

- (1) 2 以上の設置者（大学を設置する者をいう。以下第 2 及び第 6 において同じ。）を社員とする一般社団法人であること。その社員には、設置者以外の者を含めることを妨げないこと。
- (2) その社員である 2 以上の設置者がそれぞれ設置する大学（以下「参加大学」という。）に係る大学等連携推進業務を行うことを主たる目的とし、その旨を定款で定めているものであること。
- (3) 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (4) 大学等連携推進業務を行うに当たり、役員、使用人、社員等の一般社団法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- (5) 参加大学に係る大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって参加大学に係る大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (6) 以下の事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しているものであること。



- ① 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項
  - ② 参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）その他の①の連携の内容及びその目標に関する事項
  - ③ 当該一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項
  - ④ 当該一般社団法人の社員に設置者以外の者が含まれる場合にあつては、設置者以外の社員が実施する①の連携の推進に関する事項
- (7) 社員の資格の得喪に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件などの不当な条件を付していないものであること。
- (8) 社員は、各1個の議決権を有するものであること。ただし、社員の議決権に関する定款の定めが
- ・ 当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること
  - ・ 社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭などの財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること
- のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。
- (9) 設置者である社員（5(1)において「参加法人」という。）の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- (10) 代表理事を一人置いているものであること。
- (11) 理事会を置いているものであること。
- (12) 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。
- ① 各役員について、本人、配偶者又は3親等内の親族である役員及び以下の者である役員の合計数が、役員の総数の3分の1を超えないこと。
    - ア 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - イ 役員の使用人及び使用人以外の者でその役員から受ける金銭などの財産によって生計を維持しているもの
    - ウ アやイの3親等内の親族でアやイと生計を一にするもの
  - ② 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
    - ア 大学等連携推進法人が8(2)によりその認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該大学等連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
    - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）などの教育又は研究に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
    - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
    - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（(13)②において「暴力団員等」という。）
- (13) 以下のいずれにも該当しないものであること。
- ① 8(2)により大学等連携推進法人の認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

② 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

3 認定の申請について（認定規程第4条関係）

(1) 大学等連携推進法人の認定を受けようとする一般社団法人は、申請書に

- ・ 定款
- ・ 登記事項証明書又はその写し
- ・ 社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類
- ・ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表
- ・ 大学等連携推進方針
- ・ その他2に掲げる基準に適合することを証する書類

を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。インターネットの利用により定款、事業計画書、収支予算書、大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表及び大学等連携推進方針を公表している場合には、申請書にその旨とその書類を公表しているホームページアドレスを記載して、その書類の添付を省略することができること。

(2) 申請書には、

- ・ 当該一般社団法人の名称及び代表理事の氏名
- ・ 当該一般社団法人の主たる事務所の所在地

を記載しなければならないこと。

(3) 申請を行う一般社団法人が公益社団法人である場合においては、(1)の「その他2に掲げる基準に適合することを証する書類」について、2のうち(4)、(7)、(8)、(11)、(12)（②ア及びイを除く。）及び(13)②を除くこと。

4 公示について（認定規程第5条関係）

(1) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人の認定をしたときは、インターネットの利用などの適切な方法により、その旨を公示しなければならないこと。5(1)の規定による変更の届出があったとき及び8(1)又は(2)により認定を取り消したときも同様とすること。

(2) (1)の公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。

5 届出について（認定規程第6条関係）

(1) 大学等連携推進法人は、

- ・ 名称及び代表理事の氏名の変更
- ・ 主たる事務所の所在地の変更
- ・ 大学等連携推進方針の変更
- ・ 社員及び参加法人が設置する大学の変更
- ・ 大学等連携推進業務に係る定款の変更

について変更があった場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこ

と。

- (2) 大学等連携推進法人は、解散する場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。
- (3) 3(3)の規定の適用を受けた大学等連携推進法人は、公益認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。

## 6 事業報告書等について（認定規程第7条関係）

- (1) 大学等連携推進法人は、毎事業年度終了後三月以内に、
  - ・ 当該事業年度の事業報告書
  - ・ 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書
  - ・ 当該事業年度の監事の監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを5年間公表しなければならないこと。
- (2) インターネットの利用により(1)の書類を公表している場合には、その書類を公表しているホームページアドレスを記載した書類の提出をもってその書類の提出に代えることができること。
- (3) 大学等連携推進法人は、定款、社員の氏名又は名称が記載された名簿及び役員の氏名が記載された名簿を公表しなければならないこと。

## 7 報告の徴収等について（認定規程第8条関係）

文部科学大臣は、認定規程の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、大学等連携推進法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができること。

## 8 認定の取消し等について（認定規程第9条関係）

- (1) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、
  - ・ 解散したとき
  - ・ 文部科学大臣に認定の取消しの申請をしたときのいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消さなければならないこと。
- (2) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、
  - ・ 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
  - ・ 2の基準に適合しなくなったとき
  - ・ 7により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
  - ・ これらのほか、教育若しくは研究に関する法令又はその法令に基づく行政機関の処分に違反したときのいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消すことができること。
- (3) 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が2の基準に適合しなくなったことを理由として認定の取消しをしようとするときは、当該大学等連携推進法人にあらかじめその旨を通知するとともに、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

## 9 電磁的記録による申請等について（認定規程第10条関係）

- (1) 認定規程の規定に基づき文部科学大臣に申請、届出その他の通知等（以下「申請等」という。）を行う場合には、書面等に代えて、電子情報処理組織を使用して書面等に係る電磁的記録により行うことができること。
- (2) (1)の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、文部科学大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に文部科学大臣に到達したものとみなすこと。

#### 10 電磁的記録による作成等について（認定規程第 11 条関係）

認定規程の規定に基づき大学等連携推進法人が書面等を作成し、又は保存する場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができること。

#### 11 施行について（認定規程附則関係）

認定規程は、公布の日から施行すること。

### 第 3 文部科学大臣が定める基準等について

1 大学の設置者が設置する他の大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準は、次のとおりとすること。（令和 3 年文部科学省告示第 18 号第 1 条、令和 3 年文部科学省告示第 21 号第 1 条及び令和 3 年文部科学省告示第 23 号第 1 条関係）

- (1) 当該大学の設置者において、その設置する 2 以上の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。
- (2) (1)の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。
  - ① 当該連携した教育研究活動の実施を中核となって行う者に関する事項
  - ② 当該 2 以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項
  - ③ その実施についての当該 2 以上の大学の役割分担に関する事項
- (3) (1)の方針の下、当該 2 以上の大学の間での緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること。

2 当該大学の設置者は、その策定した 1 (1)の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。こと。（令和 3 年文部科学省告示第 18 号第 2 条、令和 3 年文部科学省告示第 21 号第 2 条及び令和 3 年文部科学省告示第 23 号第 2 条関係）

### 第 4 連携開設科目に関して協議する事項について

1 連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとすること。（令和 3 年文部科学省告示第 19 号、令和 3 年文部科学省告示第 22 号及び令和 3 年文部科学省告示第 24 号関係）

- (1) 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画に関する事項
- (2) 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- (3) 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- (4) これらのほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

第5 専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示について

1 専門職大学に関し必要な事項を定める件に以下の(1)及び(2)を加えること。(第1条関係)

- (1) 専門職大学設置基準第11条の2第1項第1号の文部科学大臣が定める基準等については、大学設置基準に基づく文部科学大臣が定める基準等の規定を準用する。
- (2) 専門職大学設置基準第11条の2第3項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、大学設置基準に基づく連携開設科目に関して協議する事項の規定を準用する。

2 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件に以下の(1)及び(2)を加えること。(第2条関係)

- (1) 専門職短期大学設置基準第8条の2第1項第1号の文部科学大臣が定める基準等については、短期大学設置基準に基づく文部科学大臣が定める基準等の規定を準用する。
- (2) 専門職短期大学設置基準第8条の2第3項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、短期大学設置基準に基づく連携開設科目に関して協議する事項の規定を準用する。

第6 留意事項

1 教学上の特例について

(1) 連携開設科目の開設の目的について

連携開設科目の開設の目的は、授業科目の質の向上や教育資源の有効活用であり、具体的には、類似の授業科目の担当教員が知見や強みを持ち寄り授業内容・方法等の改善を図ることや、一大学ではなし得ない授業科目の充実、生まれた余力で少人数教育やTA補助によるきめ細かな指導、他大学の教員や学生との交流等による、授業科目や教育水準の向上等であること。

(2) 連携開設科目の位置づけについて

連携開設科目の開設に当たっては、各大学の「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を踏まえた「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に基づき、学位プログラムとしての体系性やバランスがとれるよう、連携開設科目をどの程度開設するか、当該科目を必修・選択・自由のどの区分とするかや何単位までを卒業要件に算入するかなどを工夫することが期待されること。

(3) 連携開設科目を開設する際の協議の場について

連携開設科目の開設に当たり、継続的かつ安定的な実施を確保するため、大学設置基準第19条の2第3項等に基づいて、大学間で協議の場(教学管理体制)を構築し、例えば、当該科目の計画、授業の方法や場所、授業科目の担当者、開設科目の主幹大学の明確化や、各大学の詳細な役割の分担、成績評価の手法や単位認定の手続、履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置な

ど、連携開設科目の実施について必要な事項を協議した上で、それらについてあらかじめ協定等を定めておくことが望ましいこと。

その際、当該協議の場は、各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されることが必要であること。

各大学が連帯して主体性と責任を持つ観点からは、当該協議の場の役割は、協定等の締結にとどまらず、連携開設科目に関する改善、見直しを行うため、定期的・継続的に開催する必要があると考えられること。

#### (4) 連携開設科目実施上の工夫について

連携開設科目を開設する際に一の授業科目を履修する学生数が多数となる場合や大学設置基準第25条第2項等に基づき遠隔授業を行う場合には、授業の実施方法について適切に工夫することが求められること。

授業の実施に当たり、学生に大学間での移動を求める場合には、集中講義や時間割の配慮等、負担過重を防ぐ工夫が求められること。

連携開設科目の実施に当たり、複数の教員が一の授業科目を担当する場合には、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすることに留意すること。また、試験やレポートの採点や成績評価を共同して行う場合には、採点・成績評価・単位認定等の基準の統一を図り、ばらつきの生じないようにする必要があること。これらの基準については、上記(3)の協議の場において大学間で適切に協議を行うこと。

#### (5) 連携開設科目に係る授業料等について

連携開設科目を開設する場合の授業料等については、授業料の額や納付方法等を上記(3)の協議の場等において定め、あらかじめ学生に周知すること。

#### (6) 連携開設科目を開設する際の大学数について

連携開設科目の開設に参加する大学数について、多数となると質保証の観点から極めて重要な上記(3)の協議の場において調整が困難となることや、一つの科目の履修学生数が過大なものになる懸念があるため、教学管理を円滑に機能させる観点から、大学数が過大にならないようにする配慮が求められること。

#### (7) 連携開設科目に係る認証評価について

連携開設科目の開設に参加する大学の機関としての認証評価については、大学等連携推進法人としてではなく、大学ごとに認証評価の対象となること。

また、連携開設科目については、各認証評価機関が定める大学評価基準における「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」に係る項目等の中で、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど自己点検・評価において重点的に取り扱うこと。

#### (8) 連携開設科目に係る学生への周知について

連携開設科目として他大学で開設される科目を自大学で開設したものとみなす場合においては、

特に、卒業要件として求められる単位数に算入する場合に上限が設けられていること等に鑑み、公開するシラバス上で連携開設科目であること、卒業要件の単位数への算入に上限があること、授業の実施場所等を明示し、周知不足により学生の不利益とならないよう留意すること。

(9) 連携開設科目の中止や中断について

何らかの事情により他大学で開講を予定していた連携開設科目が開講されなくなった場合や、中断を余儀なくされた場合は、各大学において、自大学の学生が卒業要件等の関連から不利益を受けることのないよう十分に配慮する必要があること。

(10) 連携開設科目や共同教育課程の実施主体について

連携開設科目や共同教育課程の実施主体はあくまでも大学であること。

(11) 連携開設科目や共同教育課程に係る方針への記載事項について

大学設置基準第 19 条の 2 第 2 項等で求めている方針においては、複数大学を設置する法人については、連携開設科目や共同教育課程について、法人内で大学間の連携に係る調整等の業務を中核となって行う者に関する事項や、各大学の教職員を対象とした研修に関する事項等、連携開設科目や共同教育課程の継続的かつ安定的な開設・編成及び実施のために必要な事項や大学間における役割分担などを記載すること。その際、大学間の負担が平準化されるよう留意すべきこと。

なお、大学等連携推進法人が策定する連携推進方針については 5 を参照すること。

(12) 複数大学を設置する法人の大学間における緊密な連携協力体制について

複数大学を設置する法人が連携開設科目の開設や共同教育課程の要件緩和を活用する場合、文部科学大臣が定める基準等第 1 項第 3 号において求められる大学間の緊密な連携協力体制については、同項第 2 号イに記載の連携した教育研究活動の実施を中核となって行う者等を中心とした当該法人の体制の下、大学間において、連携開設科目の開設や共同教育課程の編成に当たって必要となる協議の場を通じた定期的な連絡・調整の実施など、大学等連携推進法人に参加する大学間において求められる連携協力体制と同等以上の連携協力体制が確保されている必要があること。

2 大学等連携推進法人について

大学等連携推進法人は、認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に係る法律（平成 18 年法律第 48 号）に定める一般社団法人の要件や大学等連携推進法人の認定の基準を満たす必要があること。

3 大学等連携推進業務について

大学等連携推進業務のうち、連携開設科目、共同教育課程又は共同教職員研修に関する事務の管理とは、例えば連携開設科目の開設・実施又は共同教育課程の編成・実施のための協議の場の運営管理等や共同教職員研修の企画・運営等が想定されること。また、研究のあっせんとは、産学連携の窓口を設置することを通じた企業等とのマッチング支援や研究シーズに関する情報の一元的な把握等が想定されること。

これらのほか、教育研究施設の共同利用に関する支援、物品の共同調達等に関する事務手続、共同で行う広報や各種セミナーに関する事務手続等、幅広い業務が大学等連携推進業務として想定されるが、大学間の教育研究活動等に関する連携の推進に資するものである必要があり、したがって、連携に何ら関係のない業務の実施については大学等連携推進業務とはみなされないこと。

#### 4 大学等連携推進法人の社員について

大学間の教育研究活動等に関する連携を推進するため、大学等連携推進法人の社員には設置者を2以上含むこと。設置者は、国立、公立、私立を同じくしても、異なってもかまわないこと。大学の特定の学部等のみが連携する場合でも、当該学部等ではなく、その設置者が社員となること。なお、社員となることができる設置者数に上限はないものの、大学間の連携を実施するに当たって適正な数とすること。

また、設置者のほか、大学間の教育研究活動等に関する連携内容に応じ、設置者以外の者も大学等連携推進法人の社員に含むことができること。設置者以外の者とは、高等専門学校を設置する法人、地方公共団体、国立研究開発法人及び民間企業等が想定されること。

#### 5 大学等連携推進方針について

2以上の大学間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針であること。具体的には、以下の事項が記載されているものであること。

(1) 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項については、一般社団法人として当該大学間の教育研究活動等に関する連携を推進することに対し、その意義について記載すること。

(2) 参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）等の参加大学の教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項については、参加大学が、教育研究活動等に関してどのような連携を行うのかについて、その内容を記載すること。連携開設科目を開設又は共同教育課程を編成する場合は、対象となる分野等の内容や実施等に当たっての参加大学の役割分担について記載すること。また連携内容に加え、その目標についても記載すること。

なお、連携内容及び目標に係る上記の事項がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。また、教職課程において連携開設科目を開設する場合には、その旨を明示しておくこと。

(3) 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項については、一般社団法人としてどのような大学等連携推進業務を行うのかについて、その内容を記載すること。

(4) 設置者以外の社員が実施する、参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項については、一般社団法人の社員に設置者以外の者を含む場合に、その社員がその連携を進めるために実施する取組について記載すること。

#### 6 認定の申請等について



申請等に当たっては、別途定める「大学等連携推進法人の認定等に関する申請の手引き」や「複数大学を設置する法人の教学上の特例に関する届出手引き」に基づくこと。

## 7 その他

教職課程における連携開設科目の取扱いについては、別途予定されている、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部改正の内容を参照すること。

### 本件担当

（改正省令，文部科学大臣が定める基準等，連携開設科目に関して協議する事項，専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示に関すること）

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03－（5253）4111（内線3338）

（認定規程に関すること）

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

電話 03－（5253）4111（内線3772）

○文部科学省令第九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教育課程の編成方針) 第十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p style="text-align: center;">(教育課程の編成方針) 第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
<p>(連携開設科目)</p> <p>第十九条の二 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下この条において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十七条の三において「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>一 当該大学の設置者（その設置する他大学と当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他大学</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学との連携の推進を目的とするものであつて、当該大学、専門職大学又は短期大学との緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第四十五条第三項において同じ。）（当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他大学</p> <p>前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。</p> <p>一 前項第一号に該当する他大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該大学の設置者が策定する連携開設科目</p>	

の開設及び実施に係る方針

二 前項第二号に該当する他大学が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第二十七条の二 「略」

2 「略」

（連携開設科目に係る単位の認定）

第二十七条の三 大学は、学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 「略」

2 「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 「略」

2 「略」

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（履修科目の登録の上限）

第二十七条の二 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十八条 「同上」

2 「同上」

（入学前の既修得単位等の認定）

第三十条 「同上」

2 「同上」

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。）

する。

(卒業の要件)

第三十二条 「略」

2 5 「略」

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

(共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 「略」

2 「略」

3 全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における前二項の規定の適用については、これらの項中「三十一単位」及び「三十二単位」とあるのは、「二十単位」とする。

4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項に

(卒業の要件)

第三十二条 「同上」

2 5 「同上」

「項を加える。」

(共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場

において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附 則

1～3 「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

4 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において

合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附 則

1～3 「同上」

4 昭和六十一年度から平成四年度までの間に期間（昭和六十一年度から平成十一年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する大学」という。）の専任教員数については、第十三条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。

5 期間を付して入学定員を増加する大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第三十七条第一項の規定を適用する。

6 昭和六十一年度以降に期間（平成十一年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。

7 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第九項において

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>6   5    「略」 「略」</p> <p>「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>
	<p>9   8    「同上」 「同上」</p> <p>「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>

(専門職大学設置基準の一部改正)

第二条 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(教育課程連携協議会)      第十一条 「略」      2・3 「略」</p>	<p>(教育課程連携協議会)      第十一条 「同上」      2・3 「同上」</p>
<p>(連携開設科目)      第十一条の二 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学が当該専門職大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十三条の二において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>一 当該専門職大学の設置者（その設置する他の大学と当該専門職大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。）が設置する他の大学</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学との間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第六十一条第五項において同じ。）（当該専門職大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学</p>	
<p>2 前項の規定により当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならない。</p> <p>一 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該専門職大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p>	
<p>二 前項第二号に該当する他の大学が開設するもの 同号の大学等連</p>	

3 | 携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第二十三条の二 専門職大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位（第三十条第五項の規定により修了の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職大学の前期課程（以下「夜間等三年制前期課程」という。）にあつては、三十単位））を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 「略」

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十五条 「略」

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位（夜間等三年制前期課程にあつては、三十単位））を超えないものとする。

「条を加える。」

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第二十四条 専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学の定めるところにより他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 「同上」

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十五条 「同上」

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

る。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十六条 [略]

2 [略]

3 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位(修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単位(夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位))を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位(第二十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位(修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位(夜間等三年制前期課程にあつては、三十単位))を超えないものとする。この場合において、第二十四条第二項において準用する同条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては四十五単位を、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては五十三単位(夜間等三年制前期課程にあつては、四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第二十九条 [略]

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十六条 [同上]

2 [同上]

3 専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位(第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする)。

(卒業の要件)

第二十九条 [同上]

3 2  
3 1 〔略〕  
第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

(前期課程の修了要件)

第三十条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十八条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては四十六単位(夜間等三年制前期課程にあつては、三十単位)を超えないものとする。

4 第一項又は第二項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第二十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単位(夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位)を超えないものとする。

5 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部(第七十条第四項において「夜間学部等」という。)に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第二項の規定にかかわらず、専門職大学に三年以上在学し、第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

(共同学科に係る卒業等の要件)

第六十一条 〔略〕

2 共同学科のうち修業年限が二年の専門職大学の前期課程に係る修了の要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 〔同上〕  
〔項を加える。〕

(前期課程の修了要件)

第三十条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、前項の規定にかかわらず、専門職大学に三年以上在学し、第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

(共同学科に係る卒業等の要件)

第六十一条 〔同上〕

〔項を加える。〕

3 共同学科のうち修業年限が三年の専門職大学の前期課程に係る修了の要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

4 前項の規定にかかわらず、共同学科のうち夜間等三年制前期課程に係る修了の要件は、第三十条第五項に規定するもののほか、それぞれの専門職大学の前期課程において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 全ての構成専門職大学の設置者が同一であり、かつ、第十一条の第二項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前各項の規定の適用については、第一項中「三十一単位」とあるのは「二十単位」と、第二項及び前項中「十単位」とあるのは「七単位」と、第三項中「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。

6 前各項の規定によりそれぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条の二、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同開設科目）  
第六十八条 「略」

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単位（夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位））を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学において

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同開設科目）  
第六十八条 「同上」

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携

修得した単位数が、第七十条第一項の規定により連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携学科に係る卒業等の要件)

第七十条 「略」

2 国際連携学科に係る修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

4 前項の規定にかかわらず、夜間学部等の国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第五項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 前各項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条の二、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得した

外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第七十条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

2 前項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際

ものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

改正前

(大学設置基準の準用)

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(修士課程の修了要件)

第十六条 [略]

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第一項に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することによって代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することができる。

一・二 [略]

(博士課程の修了要件)

第十七条 [略]

2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年(五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。)に二年(二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。)以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年(第

(修士課程の修了要件)

第十六条 [同上]

「項を加える。」

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することによって代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することができる。

一・二 [同上]

(博士課程の修了要件)

第十七条 [同上]

2 第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び第十六条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「五年(五年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、修士課程(第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。)に二年(二年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。)以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年(第四条第

四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限を加えた期間」と、「三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

### 3

第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減

三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限を加えた期間」と、「三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該一年以上二年未満の期間を、第十六条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

### 3

第一項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十六条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に三年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年（第四条第三項ただし書の規定により博士課程の後期の課程について三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から一年の期間を減じた期間）とする。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第二条第二項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期間を減

じた期間とし、第十六条第一項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第一項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条第二）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第十五条において準用する大学設置基準第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（同項第二号に規定する大学等連携推進法人をいい、共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

4 前三項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないもの

じた期間とし、第十六条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、三年から当該課程における在学期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

「項を加える。」

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十三条 共同教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条第二）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 共同教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、第十七条（第三項を除く。）に定めるもののほか、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

「項を加える。」

3 前二項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同令第三十条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

とする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条の二）に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得することともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得することともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する同令第二十七條の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十條第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において読み替えて準用する同令第三十條第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二）に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得することともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、第十七条第三項を除く。）に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得することともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する同令第二十七條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条において準用する同令第三十條第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において準用する同令第三十條第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第四条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(教育課程連携協議会)          第六条の二 「略」          2・3 「略」</p>	<p>(教育課程連携協議会)          第六条の二 「同上」          2・3 「同上」</p>
<p>(連携開設科目)          第六条の三 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要          があると認められる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、次          の各号のいずれかに該当する他の大学院が当該専門職大学院と連携し          て開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以          下この条及び第十二条の二において「連携開設科目」という。）を、          当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>一 当該専門職大学院を置く大学の設置者（その設置する大学に置か          れる他の大学院と当該専門職大学院との緊密な連携が確保されてい          るものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに          限る。）が設置する大学に置かれる他の大学院</p>	
<p>二 大学等連携推進法人（その社員のうち大学院の設置者が二以上あ          る一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進          を目的とするものであって、当該大学の間の緊密な連携が確保され          ていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項          第二号及び第三十四条第二項において同じ。）（当該専門職大学院          を置く大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目          に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する大学に置かれる          他の大学院</p>	
<p>2 前項の規定により当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすこ          とができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号          に定める方針に沿って開設されなければならない。</p>	
<p>一 前項第一号に該当する他の大学院が開設するもの 同号に規定す          る基準の定めるところにより当該専門職大学院を置く大学の設置者          が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p>	

二 前項第二号に該当する他の大学院が開設するもの 同号の大学等  
連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の  
間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門  
職大学院及び当該連携開設科目を開設する他の大学院は、当該連携開  
設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項  
についての協議の場を設けるものとする。

（授業の方法等）

第八条 「略」

2 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条にお  
いて準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二  
十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行  
う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効  
果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について  
、行うことができるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第十二条 「略」

（連携開設科目に係る単位の認定）

第十二条の二 専門職大学院は、学生が他の大学院において履修した連  
携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学院における授業  
科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第十四条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転  
学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（第十二  
条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）  
以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場  
合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものと

（授業の方法等）

第八条 「同上」

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三  
十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様な  
メディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させ  
ることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関し  
て、当該効果が認められる授業について、行うことができるもの  
とする。

（履修科目の登録の上限）

第十二条 「同上」

「条を加える。」

（入学前の既修得単位の認定）

第十四条 「同上」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転  
学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のもの  
については、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）  
の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と  
合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位



みなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位数以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第十五条 「略」

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位数以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位(第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位数を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条第一項の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十三単位数以上を修得することとする。

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位数のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位数を超えないものとする。ただし、九十三単位数を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り十五単位数を超えてみなすことができる。

数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第十五条 「同上」

「項を加える。」

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二条 「同上」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位数を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十三単位数以上を修得することとする。

「項を加える。」

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、第二十三条第一項に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 [略]

(入学前の既修得単位の認定)

第二十八条 [略]

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位(第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第二十九条 教職大学院の課程の修了の要件は、第十五条第一項の規定にかかわらず、教職大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、四十五単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る十単位以上を含む。)を修得することとする。

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 [同上]

(入学前の既修得単位の認定)

第二十八条 [同上]

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第二項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第二十九条 教職大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、教職大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、四十五単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る十単位以上を含む。)を修得することとする。

「項を加える。」

該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、第一項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十四条 共同教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、第六条の三第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一の大学等連携推進法人(共同教育課程に係る業務を行うものに限る。)の社員である場合における前項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

3 前二項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

4 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項又は第二十九条第一項若しくは第三項に定めるもののほか、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

5 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第十二条の二、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項若しくは第二十五

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十四条 共同教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

「項を加える。」

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

3 共同教育課程である法科大学院又は教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十三条又は第二十九条に定めるもののほか、それぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項若しくは第二十五条第一項の規定

条第一項の規定により、教職大学院にあつては第十二条の二、第二十七條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみ

により、教職大学院にあつては第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする

なすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(短期大学設置基準の一部改正)

第五条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(教育課程の編成方針)            第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(連携開設科目)</p> <p>第五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が当該短期大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第十三条の三において「連携開設科目」という。）を、当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該短期大学の設置者（その設置する他の大学と当該短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。）が設置する他の大学</p> <p>二 大学等連携推進法人（その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学との間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第三十八条第四項において同じ。）（当該短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。）の社員が設置する他の大学</p> <p>2 前項の規定により当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。</p> <p>一 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p> <p>二 前項第二号に該当する他の大学が開設するもの 同号の大学等連</p>	<p>(教育課程の編成方針)            第五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第十三条の二 「略」

2 「略」

（連携開設科目に係る単位の認定）

第十三条の三 短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学における授業科目の履修等）

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（履修科目の登録の上限）

第十三条の二 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

（他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。）又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育



(大学以外の教育施設等における学修)

第十五条 「略」

2 「略」

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「略」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位(第十三条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)(以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第十五条 「同上」

2 「同上」

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「同上」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位(以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第十八条 「略」

2・3 「略」

4 第一項若しくは第二項又は第三十五条の十第一項若しくは第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十三条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（次条の規定により卒業の要件として六十二単位以上修得することとする短期大学にあつては十五単位）を超えないものとする。

(教授の資格)

第二十三条 「略」

一～四 「略」

五 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者  
六・七 「略」

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十五条の十一 「略」

2 「略」

一 大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者  
二・三 「略」

3 「略」

（共同学科に係る卒業の要件）

第三十八条 「略」

2・3 「略」

4 全ての構成短期大学の設置者が同一であり、かつ、第五条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成短期大学

第十八条 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」

(教授の資格)

第二十三条 「同上」

一～四 「同上」

五 大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者  
六・七 「同上」

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十五条の十一 「同上」

2 「同上」

一 大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者  
二・三 「同上」

3 「同上」

（共同学科に係る卒業の要件）

第三十八条 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」

の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限り。）の社員である場合における前三項の規定の適用については、これらの項中「十単位」とあるのは「七単位」、「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。

5 前四項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条の三、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第四十七条 「略」

2 「略」

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条の三、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附則

4 前三項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第四十七条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附則

<p>1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p>	<p>1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 昭和五十一年度又は昭和五十二年間に開設しようとする短期大学又は短期大学の学科の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>5 昭和六十一年度から平成四年度までの間に期間（昭和六十一年度から平成十一年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する短期大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する短期大学」という。）の専任教員数については、第二十二条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。</p> <p>6 期間を付して入学定員を増加する短期大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第三十条の規定を適用する。</p> <p>7 昭和六十一年度以降に期間（平成十一年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した短期大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(専門職短期大学設置基準の一部改正)

第六条 専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(教育課程連携協議会)        第八条 [略]        2・3 [略]</p>	<p>(教育課程連携協議会)        第八条 [同上]        2・3 [同上]</p>
<p>(連携開設科目)        第八条の二 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学(短期大学を含む。以下同じ。)が当該専門職短期大学と連携して開設する授業科目(次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十条の二において「連携開設科目」という。)を、当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>一 当該専門職短期大学の設置者(その設置する他の大学と当該専門職短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が別に定める基準に適合しているものに限る。)が設置する他の大学</p>	
<p>二 大学等連携推進法人(その社員のうちに大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置する大学の間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第五十八条第四項において同じ。)(当該専門職短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行うものに限る。)の社員が設置する他の大学</p>	
<p>2   前項の規定により当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならない。</p>	
<p>一 前項第一号に該当する他の大学が開設するもの 同号に規定する基準の定めるところにより当該専門職短期大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針</p>	

二 前項第二号に該当する他の大学が開設するもの 同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針（その社員が設置する大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。）

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第二十条 「略」

2 「略」

（連携開設科目に係る単位の認定）  
第二十條の二 専門職短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（他の大学における授業科目の履修等）

第二十一條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位（第二十七條の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学（以下「第二十七條の専門職短期大学」という。）にあつては、三十単位）を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合

（履修科目の登録の上限）

第二十条 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第二十一條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学（短期大学を除く。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位（第二十七條の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学（以下「第二十七條の専門職短期大学」という。）にあつては、三十単位）を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における

について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十二條 「略」

2 「略」

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十五條第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「略」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位(第二十二條の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十一條第一項及び前條第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第二十一條第二項において準用する同條第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては五十三単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第二十六條 「略」

2・3 「略」

4 第一項又は第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数

授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第二十二條 「同上」

2 「同上」

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十五條第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「同上」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、第二十一條第一項及び前條第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第二十一條第二項において準用する同條第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては五十三単位(第二十七條の専門職短期大学にあつては、四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第二十六條 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」



のうち、第二十条の二の規定により修得したものとみなすものとする  
単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修  
業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位（次条の専門職  
短期大学にあつては、十五単位）を超えないものとする。

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十三条 「略」

2 「略」

一 大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助  
教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む  
。）のある者

二・三 「略」

3 「略」

（教授の資格）

第三十五条 「略」

一～四 「略」

五 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経  
歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）の  
ある者

六・七 「略」

（准教授の資格）

第三十六条 「略」

一 「略」

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員として  
の経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。  
）のある者

三・四 「略」

（共同学科に係る卒業の要件）

第五十八条 「略」

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十三条 「同上」

2 「同上」

一 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の  
講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経  
歴を含む。）のある者

二・三 「同上」

3 「同上」

（教授の資格）

第三十五条 「同上」

一～四 「同上」

五 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任  
の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含  
む。）のある者

六・七 「同上」

（准教授の資格）

第三十六条 「同上」

一 「同上」

二 大学、短期大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる  
職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴  
を含む。）のある者

三・四 「同上」

（共同学科に係る卒業の要件）

第五十八条 「同上」

2・3 「略」

4 全ての構成専門職短期大学の設置者が同一であり、かつ、第八条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成専門職短期大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前三項の規定の適用については、これらの項中「十単位」とあるのは「七単位」、「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。

5 前四項の規定によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十条の二、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第六十七条 「略」

2 「略」

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十条の二、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

2・3 「同上」

「項を加える。」

4 前三項の規定によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第六十七条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第七条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第七十二条の二「略」</p> <p>一～四「略」</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関する事</p> <p>六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事</p> <p>七～九「略」</p> <p>2・3「略」</p> <p>4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>第七十二条の二「同上」</p> <p>一～四「同上」</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事</p> <p>七～九「同上」</p> <p>2・3「同上」</p> <p>4 大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>5 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の専門職大学院設置基準第二十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り十五単位を超えてみなすことができる。

本則の表改正前欄の専門職大学院設置基準第二十五条第一項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十三条に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位のうち、第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超

える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り十五単位を  
超えてみなすことができる。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十五条第一項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第  
一項第一号」に改める。

附則第二項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正)

第九条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成十六年文部科学省令第二十三号)の一部を次の  
ように改正する。

第三十六条第二号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第十七号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第二号及び第六十一条第五項、大学院設置基準第三十三条第三項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第三十四条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び第三十八条第四項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第二号及び第五十八条第四項の規定に基づき、大学等連携推進法人の認定等に関する規程を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学等連携推進法人の認定等に関する規程

（趣旨）

第一条 大学設置基準第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項第二号、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第二号、短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一



項第二号の規定による大学等連携推進法人の認定等に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 設置者 大学を設置する者をいう。
- 二 大学等連携推進業務 次に掲げる業務をいう。
  - イ 連携開設科目、共同教育課程又は共同教職員研修に関する事務の管理
  - ロ 一の大学が当該大学以外の者から委託を受けて、又はこれと共同して行う研究のあつせん
  - ハ その他二以上の大学間の教育研究活動等に関する連携の推進に資する業務
- 三 連携開設科目 大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項又は専門職短期大学設置基準第八条の二第一項に規定する連携開設科目をいう。

四 共同教育課程 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第三十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十六条第一項に規定する共同教育課程をいう。

五 共同教職員研修 大学設置基準第二十五条の三若しくは第四十二条の三、専門職大学設置基準第二十条若しくは第五十八条、大学院設置基準第十四条の三若しくは第四十三条、専門職大学院設置基準第十一条、短期大学設置基準第十一条の三若しくは第三十五条の三又は専門職短期大学設置基準第十七条若しくは第五十五条に規定する研修のうち、二以上の大学の教職員に共通して行うものをいう。

六 大学等連携推進方針 二以上の大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。

(認定の基準)

第三条 大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、設置者以外の者を含めることを妨げない。
- 二 その社員である二以上の設置者がそれぞれ設置する大学（第五号及び第六号において「参加大学」という。）に係る大学等連携推進業務を行うことを主たる目的とし、その旨を定款で定めているものであること。

三 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

四 大学等連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の次に掲げる関係者に対し特別の利益

を与えないものであること。

イ 当該一般社団法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）又は使用人

ロ 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者

ハ イ及びロに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

ニ イ、ロ及びハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ホ ハ及びニに掲げる者のほか、イ又はロに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

五 参加大学に係る大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによつて参加大学に係る大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 次に掲げる事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しているものであること。

イ 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

ロ 参加大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成（その実施についての当該参加大学の役割分担を含む。）その他のイに掲げる連携の内容及びその目標に関する事項

ハ 当該一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

- ニ その社員のうちに設置者以外の者が含まれる場合にあつては、設置者以外の社員が実施する  
イに掲げる連携の推進に関する事項
- 七 社員の資格の得喪に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする  
条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- 八 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決  
権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関す  
る定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- イ 社員の議決権に関して、当該一般社団法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしない  
ものであること。
- ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額  
に応じて異なる取扱いをしないものであること。
- 九 設置者である社員（第六条第一項第四号において「参加法人」という。）の有する議決権の合  
計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- 十 代表理事を一人置いているものであること。
- 十一 理事会を置いているものであること。
- 十二 役員について、次のいずれにも該当するものであること。

イ 各役員について、当該役員、その配偶者又は三親等内の親族である役員及び次に掲げる者である役員の合計数が役員総数の三分の一を超えないこと。

- (1) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- (3) (1)及び(2)に掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ロ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がないこと。

- (1) 大学等連携推進法人が第九条第二項の規定によりその認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該大学等連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

- (2) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の教育又は研究に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六

号に規定する暴力団員（以下この条において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号ロにおいて「暴力団員等」という。）

十三 次のいずれにも該当しないものであること。

イ 第九条第二項の規定により大学等連携推進法人の認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（認定の申請）

第四条 大学等連携推進法人の認定を受けようとする一般社団法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。この場合において、インターネットの利用により第一号、第五号、第六号及び第七号に掲げる書類を公表している場合には、当該申請書にその旨及び当該書類を公表しているホームページアドレスを記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 定款

二 登記事項証明書又はその写し

三 社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類

四 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

五 事業計画書及び収支予算書

- 六 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表
- 七 大学等連携推進方針
- 八 その他前条各号に掲げる基準に適合することを証する書類
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 当該一般社団法人の名称及び代表理事の氏名
  - 二 当該一般社団法人の主たる事務所の所在地
- 3 第一項の申請を行う一般社団法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第一号に規定する公益社団法人である場合における第一項の適用については、同項第八号中「前条各号」とあるのは、「前条各号（第四号、第七号、第八号、第十一号、第十二号（口(1)及び(2)を除く。）及び第十三号口を除く。）とする。

（公示）

第五条 文部科学大臣は、大学等連携推進法人の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。次条第一項の規定による変更の届出があつたとき及び第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

2 前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。

(届出)

第六条 大学等連携推進法人は、次に掲げる事項について変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

- 一 名称及び代表理事の氏名の変更
  - 二 主たる事務所の所在地の変更
  - 三 大学等連携推進方針の変更
  - 四 社員及び参加法人が設置する大学の変更
  - 五 大学等連携推進業務に係る定款の変更
- 2 大学等連携推進法人は、解散する場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

3 第四条第三項の規定の適用を受けた大学等連携推進法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

(事業報告書等)

第七条 大学等連携推進法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを五年間公表しなければならない。



一 当該事業年度の事業報告書

二 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 当該事業年度の監事の監査報告書

2 大学等連携推進法人は、インターネットの利用により前項各号の書類を公表している場合には、当該書類を公表しているホームページアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による当該書類の提出に代えることができる。

3 大学等連携推進法人は、定款、社員の氏名又は名称が記載された名簿及び役員の氏名が記載された名簿を公表しなければならない。

（報告の徴収等）

第八条 文部科学大臣は、この規程の円滑な実施を確保するため必要があるときは、大学等連携推進法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（認定の取消し等）

第九条 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消さなければならない。

一 解散したとき。

二 文部科学大臣に認定の取消しの申請をしたとき。

2 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二 第三条の基準に適合しなくなったとき。

三 前条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 前各号のほか、教育若しくは研究に関する法令又は当該法令に基づく行政機関の処分違反したとき。

3 文部科学大臣は、大学等連携推進法人が前項第二号に該当することとなったことを理由として同項の規定による取消しをしようとするときは、当該大学等連携推進法人にあらかじめその旨を通知するとともに、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

（電磁的記録による申請等）

第十条 この規程の規定に基づき文部科学大臣に申請、届出その他の通知（以下この条において「申請等」という。）を行う場合には、書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第五号に規定する書面等をいう。以下この項及び次条において同じ。）に代えて、電子情報処理組織（申請等を行う者及び文部科学大臣の使用に係る電子計算

機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下次項において同じ。）を使用して書面等に係る電磁的記録（同法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下次条において同じ。）により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、文部科学大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に文部科学大臣に到達したものとみなす。

（電磁的記録による作成等）

第十一条 この規程の規定に基づき大学等連携推進法人が書面等を作成し、又は保存する場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第十八号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第一号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

- 1 大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 当該大学の設置者において、その設置する二以上の大学（専門職大学及び短期大学を含む。以下同じ。）による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。
  - 二 前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。
  - イ 当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項
  - ロ 当該二以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項
  - ハ その実施についての当該二以上の大学の役割分担に関する事項
- 三 第一号の方針の下、当該二以上の大学の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されているこ

と。

2 当該大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあつては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十一号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第一号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

1 専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 当該専門職大学院を置く大学の設置者において、その設置する二以上の大学院による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。

二 前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。

イ 当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項

ロ 当該二以上の大学院における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項

ハ その実施についての当該二以上の大学院の役割分担に関する事項

三 第一号の方針の下、当該二以上の大学院の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されている

こと。

2 当該専門職大学院を置く大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十三号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第一号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

- 1 短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 当該短期大学の設置者において、その設置する二以上の大学による連携した教育研究活動の実施に関する基本方針を策定し、公表していること。
  - 二 前号の方針において、次に掲げる事項が記載されていること。
    - イ 当該連携した教育研究活動の実施を中核となつて行う者に関する事項
    - ロ 当該二以上の大学における連携開設科目の開設又は共同教育課程の編成の継続的かつ安定的な実施のため必要な事項
    - ハ その実施についての当該二以上の大学の役割分担に関する事項
  - 三 第一号の方針の下、当該二以上の大学の間の緊密な連携協力体制が継続的に運用されていること。



2 当該短期大学の設置者は、その策定した前項第一号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第十九号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学設置基準第十九条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十二号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第三項の規定に基づき、専門職大学院設置基準第六条の三第三項の連携開設科目を開設する大学院等が協議すべき事項について次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院設置基準第六条の三第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他の大学院が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十四号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第三項の規定に基づき、短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

短期大学設置基準第五条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二十号

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第一号及び第三項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第一号及び第三項の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学に関し必要な事項を定める件及び専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示

（平成二十九年文部科学省告示第百九号の一部改正）

第一条 平成二十九年文部科学省告示第百九号（専門職大学に関し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第一条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第一条及び第二条として次の二条を加える。

第一条 専門職大学設置基準第十一条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号（大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が

定める基準等を定める件）の規定を準用する。

第二条 専門職大学設置基準第十一条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第十九号（大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。

（平成二十九年文部科学省告示第一百十号の一部改正）

第二条 平成二十九年文部科学省告示第一百十号（専門職短期大学に関し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第一条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第一条及び第二条として次の二条を加える。

第一条 専門職短期大学設置基準第八条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第二十三号（短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定める件）の規定を準用する。

第二条 専門職短期大学設置基準第八条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を

開設し、及び実施するため、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第二十四号（短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。